

# 韓国における新型コロナウイルス感染症ワクチン 被害補償特別法の制定

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 藤原 夏人

## 目 次

### はじめに

- I 既存の予防接種被害補償制度
- II 新型コロナウイルス感染症のワクチンに係る被害補償制度
  - 1 政府による支援事業
  - 2 国会における特別法の制定
- III 制定法の概要
  - 1 構成
  - 2 主な内容

### おわりに

翻訳：コロナウイルス感染症 -19 予防接種被害補償等に関する特別法（法律第 20928 号）

キーワード：新型コロナウイルス感染症、COVID-19、ワクチン、予防接種、副反応、予防接種後異常反応、予防接種被害国家補償制度、伝染病予防法、感染症の予防及び管理に関する法律

## 要　旨

2019年末に始まった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、その後、数年にわたり世界的に大流行し、大きな被害をもたらした。新型コロナウイルス感染症の発症及び重症化を防ぐため、各国で国民に対するワクチン接種が進められ、韓国においても2021年2月からワクチン接種が開始された。他方、ワクチン接種後の副反応に係る症状に対応するため、韓国政府は2021年5月から、予防接種に係る既存の被害補償制度に加えて、ワクチンとの因果関係を十分に証明できない場合においても各種の支援を行う事業を開始した。さらに、韓国国会においても2025年4月2日、既存の被害補償制度とは別に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る被害補償等を実施するための「コロナウイルス感染症-19予防接種被害補償等に関する特別法案」が本会議で可決され、同年4月22日公布された。

## はじめに

2019年末から流行し始めた新型コロナウイルス感染症は、その後、世界的な大流行（パンデミック）となって各国に大きな被害をもたらした。韓国においても2020年2月下旬に南東部の大邱（テグ）広域市で集団感染が発生するなど、新型コロナウイルス感染症が全国に拡大した<sup>(1)</sup>。

政府は、流行の初期段階において、マスクの着用、大規模集会の禁止、非対面活動の奨励等の方法により感染症の拡大を防ごうとした<sup>(2)</sup>。その後、新型コロナウイルス感染症のワクチンが欧米の製薬会社により短期間で開発・製造されたことを受け、国民に対するワクチン接種の準備を進めた。政府は、2021年1月までに全人口（約5180万人）を上回る約5600万人分のワクチンの購入契約をし<sup>(3)</sup>、同年2月26日から無料のワクチン接種を開始した。同年9月17日までに全人口の70%に相当する約3600万人が1回目の接種を終えたとされる<sup>(4)</sup>。

新型コロナウイルス感染症は、その後も変異種の登場を繰り返しながら数年にわたって猛威を振るい、変異種に対応するための複数回のワクチン接種が進められた。韓国では、2024年5月1日に新型コロナウイルス感染症に係る隔離基準がインフルエンザと同水準に引き下げられた<sup>(5)</sup>後も、希望者を対象としたワクチン接種（高リスク群該当者のみ無料、その他は自己負担）

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年11月5日である。

(1) 藤原夏人「【韓国】新型コロナウイルス感染症対策強化のための法改正」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.10-11. <<https://doi.org/10.11501/11488106>>

(2) 보건복지부 [편]『2020-2024 코로나 19 백서』2025.6, p.3. <[https://www.mohw.go.kr/boardDownload.es?bid=0019&list\\_no=1486224&seq=1](https://www.mohw.go.kr/boardDownload.es?bid=0019&list_no=1486224&seq=1)>

(3) 「일상 회복을 위한 코로나 19 전 국민 무료 예방접종 실시」2021.1.28. 疾病管理庁（질병관리청）ウェブサイト <[https://www.kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501010000&bid=0015&list\\_no=711941&cg\\_code=&act=view&nPage=1&newsField=202101](https://www.kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501010000&bid=0015&list_no=711941&cg_code=&act=view&nPage=1&newsField=202101)>

(4) 「일상까지 한 걸음 더, 1 차 접종 3,600 만 명 참여」2021.9.17. 疾病管理庁（질병관리청）ウェブサイト <[https://www.kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501010000&bid=0015&list\\_no=717011&cg\\_code=&act=view&nPage=4&newsField=202109](https://www.kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501010000&bid=0015&list_no=717011&cg_code=&act=view&nPage=4&newsField=202109)>

は継続しており、2025年9月25日現在の累計ワクチン接種者数は約1億4620万人に達している<sup>(6)</sup>。

他方、新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種者数の増加とともに、ワクチン接種後の副反応に係る症状<sup>(7)</sup>も増加しており、死亡に至った事例も少なくない。韓国では既に「感染症の予防及び管理に関する法律」<sup>(8)</sup>第71条に基づいた予防接種被害補償制度が整備されていたが、全国民を対象とした新型コロナウイルス感染症のワクチンに係る被害補償については、既存の予防接種被害補償制度とは別に整備する必要があるとの理由から、2025年4月2日、「コロナウイルス感染症-19予防接種被害補償等に関する特別法案」<sup>(9)</sup>が本会議で可決され、同年4月22日に公布された（同年10月23日施行）<sup>(10)</sup>。

## I 既存の予防接種被害補償制度

韓国では1954年の「伝染病予防法」<sup>(11)</sup>の制定により、予防接種が国民の義務（第10条）と定められた。天然痘、腸チフス、ジフテリア等の予防接種体制の整備が進められるとともに、1960年代に入ると学校での集団予防接種が本格化し、年間1千万回以上の予防接種が実施されるようになった。その一方で、予防接種回数の増加に伴い、接種後の副反応に係る被害も報告されるようになった<sup>(12)</sup>。

法的強制力を伴った継続的な予防接種の実施により、1970年代中盤以降、主な感染症の流行は減少した。しかし、感染症の危険性が低下したことにより、逆に予防接種に伴う副反応の危険性がクローズアップされるようになり、国会においても対策が議論されるようになった<sup>(13)</sup>。

その後、1994年6月に同じ病院で日本脳炎の予防接種を受けた子供2人が相次いで死亡したことを契機として、同年7月、予防接種の副反応に係る予防接種被害補償制度の導入を目的とした「伝染病予防法中改正法律案」<sup>(14)</sup>が国会本会議で可決され、同年8月に同改正法が公布された（法律第4777号、1995年1月1日施行）<sup>(15)</sup>。

(5) 「[4.19. 금. 회의시작 (10 시 30 분) 이후] 코로나 19 위기단계·경계'에서 '관심'으로 하향」2024.4.19. 疾病管理청 (질병관리청) ウェブサイト <[https://www.kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501010000&bid=0015&list\\_no=725056&cg\\_code=&act=view&nPage=1](https://www.kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501010000&bid=0015&list_no=725056&cg_code=&act=view&nPage=1)>

(6) 「코로나 19 예방접종 이상사례 현황 보고서」 질병관리청, 2025.9.25, p.2. <[https://dportal.kdca.go.kr/pot/component/file/ND\\_fileDownload.do?q\\_fileSn=3795941&q\\_fileId=74e3e97b-17a6-4096-bb42-8a9e3b3db26e](https://dportal.kdca.go.kr/pot/component/file/ND_fileDownload.do?q_fileSn=3795941&q_fileId=74e3e97b-17a6-4096-bb42-8a9e3b3db26e)>

(7) 現在、韓国では、接種後に現れる好ましくない症状全般を指す呼称として、主に「予防接種（後）異常反応」の語が用いられるが、以前からの呼称である「副作用」が用いられる場合もある。

(8) 「감염병의 예방 및 관리에 관한 법률」(법률 제 20090 호)。本稿において韓国法令の原文は、国家法令情報センター（ 국가법령정보센터）ウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

(9) 「[2209380] 코로나바이러스감염증-19 예방접종 피해보상 등에 관한 특별법안 (대안) (보건복지위원장)」本稿において韓国 の法律案の原文は、議案情報システム（의안정보시스템）ウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill>> を参照した。

(10) 「코로나바이러스감염증-19 예방접종 피해보상 등에 관한 특별법」(법률 제 20928 호)

(11) 「전염병예방법」(법률 제 308 호)

(12) 정준호「백신 부작용과 국가책임—한국 예방접종피해보상제도의 형성—」『의료사회사업』11집, 2023.4, pp.123-133. <<https://scholar.kyobobook.co.kr/builderDownload?artId=14234341&barcode=4010047396792&kyoboKey=YnVpbGRlcjIwMjAhQCMk&gb=view>>

(13) 同上, p.134.

(14) 「[140707] 전염병예방법중개정법률안 (대안) (보건사회위원장)」

(15) 「전염병예방법」(법률 제 4777 호)

上述の伝染病予防法の改正は、①国が法律により国民に予防接種義務を課したのであれば、法律により予防接種を受けた国民が予防接種により死亡し、又は疾病にかかった場合に国が補償するのは当然の法理であること、②国がこれを回避する場合、国民の予防接種（の接種）率が低下し、伝染病予防に大きな支障をもたらすことを理由に実施されたものである<sup>(16)</sup>。この時の改正により、予防接種を受けた者が当該予防接種に係る副反応により診療を受けた場合は診療費の全額及び定額の看護費<sup>(17)</sup>、障害者となった場合は一時補償金、死亡した場合は一時補償金及び葬祭費の補償をそれぞれ行うことが定められた（第 54 条の 2 第 1 項）。

この時に導入された予防接種被害補償制度には無過失責任が採用され、ワクチン接種と副反応の間に因果関係があると保健社会部（現保健福祉部、部は日本の省に相当）長官が認めた場合は、ワクチンの不具合の有無、接種時の過失の有無等にかかわらず被害補償を受けられることとなった（第 54 条の 2 第 2 項）。

なお、伝染病予防法に関しては、1999 年 2 月の一部改正<sup>(18)</sup>により、予防接種を国民の義務と定めた第 10 条が廃止されたほか、2009 年 12 月の全面改正<sup>(19)</sup>により題名が「感染症の予防及び管理に関する法律」（以下「感染症予防法」という。）に変更された。予防接種被害補償制度は、感染症予防法第 71 条に引き継がれて現在に至っている。具体的な額は、感染症予防法施行令<sup>(20)</sup>第 29 条に規定されており、看護費は、入院治療に限り 1 日当たり 5 万ウォン<sup>(21)</sup>、障害一時補償金は、死亡一時補償金の 55%（軽傷の場合）又は 100%（重症の場合）、死亡一時補償金は、最低賃金法による月最低賃金額の 240 倍（2025 年基準で約 5 億 310 万ウォン）、葬祭費は 30 万ウォンである。

## II 新型コロナウイルス感染症のワクチンに係る被害補償制度

### 1 政府による支援事業

「はじめに」のとおり、韓国では 2019 年末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるため、全国民を対象としたワクチンの接種が 2021 年 2 月 26 日から順次開始された<sup>(22)</sup>。

原則として、新型コロナウイルス感染症のワクチンの副反応に係る被害補償については、既存の感染症予防法第 71 条の規定に基づいた被害補償が行われた。しかし、それとは別に政府は 2021 年 5 月 17 日、予防接種と副反応に係る症状の間の時間的蓋然性（関連性）はあるが、

(16) 「傳染病豫防法中改正法律案（代案）」1994.7, p.2. <<https://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=000502851&type=1>>

(17) 原文の原綴及び直訳は「간병비」（看病費）。入院患者の付添い看護の費用を指す。

(18) 「[151756] 전염병예방법증개정법률안（보건복지위원회）」

(19) 「[1806786] 전염병예방법 전부개정법률안（대안）（보건복지가족위원회）」

(20) 「감염병의 예방 및 관리에 관한 법률 시행령」（대통령령 제 35574 호）

(21) 1 ウォンは約 0.11 円（令和 7 年 11 月分報告省令レート）。

(22) 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は任意であったが、他方、政府は多くの人が利用するレストラン、カフェ、映画館、予備校等の施設について、ワクチン接種済等の者のみが出入りできるようにする「防疫パス」制度を 2021 年 11 月 1 日から実施したため、人権侵害ではないかとの議論が巻き起こった。질병관리청 [편]『코로나 19 대응 백서』2025.4, pp.295-299. <[https://www.kdca.go.kr/filepath/boardSyview.es?bid=0014&list\\_no=727575&seq=1](https://www.kdca.go.kr/filepath/boardSyview.es?bid=0014&list_no=727575&seq=1)>; 이정규 「방역패스, 인권 패싱 ‘딩동’」『한겨레 21』 1396 호, 2022.1.8. <[https://h21.hani.co.kr/arti/society/society\\_general/51444.html](https://h21.hani.co.kr/arti/society/society_general/51444.html)>

両者の因果関係を認めるための資料が十分ではなく、被害補償制度の対象とならなかった重症者に対しても、1千万ウォンを限度に治療費の支援を行う事業を開始した<sup>(23)</sup>。これは、新型コロナウイルス感染症のワクチンの開発及び臨床試験の期間が短かったことにより、副反応の全容を把握することが困難な状況であることを考慮して実施されたものである<sup>(24)</sup>。

政府による支援事業は、その後も対象及び規模が段階的に拡大され、2022年7月時点で治療費支援（上限5千万ウォン、軽症者も対象）、死亡慰労金（1億ウォン）等へと拡大した<sup>(25)</sup>。ただし、当該支援事業は、法的根拠が未整備のまま実施されたものであり、被害補償の内容についても、治療費の支援に上限が設けられたり、ワクチンの副反応により死亡したことが疑われる場合に支払われる死亡慰労金が、予防接種被害補償制度により支払われる一時補償金（死亡時）の5分の1未満の水準に抑制されたりするなど、既存の制度との間には歴然とした差があった。

2024年12月下旬までの被害補償申請者約10万人のうち、既存の被害補償制度の対象となつた者は24,844人（うち死亡25人）、既存の被害補償制度の対象にはならなかつたが支援事業の対象となつた者は3,673人（うち死亡1,336人）であった<sup>(26)</sup>。

## 2 国会における特別法の制定

政府による支援事業が開始される中、大韓弁護士協会<sup>(27)</sup>を始めとする法曹界からは、法改正により新型コロナウイルス感染症のワクチンの副反応に係る救済範囲を拡大すべきとの声が上がつた<sup>(28)</sup>。また、ワクチンの被害者団体である「コロナ19ワクチン被害者家族協議会」も、国に対して被害者救済のための立法措置を講じるよう求めた<sup>(29)</sup>。

国会では2022年頃から、新型コロナウイルス感染症のワクチンの副反応に係る因果関係の判断基準を緩和し、被害補償の範囲を拡大するための特別法の制定が本格的に議論され始めた<sup>(30)</sup>。

(23) 「인과성 근거 불충분으로 보상 제외된 중증 환자 의료비 지원 시행 (5.17., 정례브리핑)」 2022.5.17 疾病管理庁 (질병관리청) ウェブサイト <[https://kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501010000&bid=0015&list\\_no=713343&cg\\_code=&act=view&nPage=5&newsField=202105](https://kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501010000&bid=0015&list_no=713343&cg_code=&act=view&nPage=5&newsField=202105)>

(24) 보건복지부 [편] 前掲注(2), pp.162-163.

(25) 「코로나 19 예방접종 피해보상 국가지원 강화 (7.19. 브리핑시작 (11 시) 이후)」 2022.7.19 疾病管理庁 (질병관리청) ウェブサイト <[https://www.kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501000000&bid=0015&list\\_no=720170&cg\\_code=&act=view&nPage=4&newsField=202207](https://www.kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501000000&bid=0015&list_no=720170&cg_code=&act=view&nPage=4&newsField=202207)> 新型コロナウイルス感染症のワクチンの副反応に係る支援事業の概要及び変遷については、保健복지부 [편] 前掲注(2); 질병관리청 [편] 前掲注(22)も参照。

(26) 정경운 「코로나바이러스감염증-19 예방접종 피해보상 등에 관한 특별법안 검토보고」 2025.1, p.6. 議案情報システム (의안정보시스템) ウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=63ACB867-1E8A-6BBE-84D7-BCF1A882E1E8&type=1>>

(27) 1952年に設立された弁護士団体。弁護士法（「변호사법（ 법률 제 17828 호）」）第7条の規定により、弁護士として開業する場合は加入が義務付けられる。

(28) 한수현 「법조계 “백신접종 - 이상반응 사이 인과관계 넓게 인정해야”」『법률신문』 2021.6.3. <<https://www.lawtimes.co.kr/news/170427>>; 이종엽 「[ 성명서 ] 정부는 코로나 19 백신 예방접종 피해보상제도를 전면 개편하라」 2021.12.8 大韓弁護士協会（ 대한변호사협회 ） ウェブサイト <<https://www.koreanbar.or.kr/pages/news/view.asp?teamcode=&category=&page=14&seq=11751&types=3&searchtype=&searchstr=>>

(29) 이용경 「“백신 강요 정책으로 피해”… 코로나 19 백신 피해단체, 文대통령 상대 소송」『법률신문』 2022.5.6. <<https://www.lawtimes.co.kr/news/178566>>

(30) 정경운 「코로나 19 백신 접종 피해자의 아픔과 상처의 치유—‘코로나바이러스감염증-19 예방접종 피해보상 등에 관한 특별법, 제정—」」『국회보』 vol.705, 2025.8, pp.36-37. <<https://dl.nanet.go.kr/view/callViewer.do?controlNo=KINX2025144823&orgId=dl&linkSysId=NADL>>

第21代国会（2020年5月30日～2024年5月29日）では、議員立法により3件の特別法案が提出された。これらはいずれも国會議員の任期満了に伴い廃案となったが、続く第22代国会（2024年5月30日～）においても再び議員立法により新たに3件の特別法案が提出された。これら3件の特別法案は、所管委員会である国会保健福祉委員会の法案審査の過程で一本化されて「コロナウイルス感染症-19予防接種被害補償等に関する特別法案」となり、2025年3月26日に委員会提出法案として改めて国会に提出された<sup>(31)</sup>。当該法案は、その提案理由の中で、国が全国民に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を勧告する一方で、ワクチン接種と、（接種後に発生した）疾病との間の因果関係を限定的にしか認めていないとして、ワクチン接種と疾病との間の時間的な蓋然性等が証明された場合は因果関係があるものと推定することにより、国民の経済的負担の軽減と予防接種に対する信頼性の向上を図ることを目的に掲げた<sup>(32)</sup>。

当該法案は、2025年4月2日、国会本会議で可決され、同月22日に公布された（法律第20928号、同年10月23日施行）。

### III 制定法の概要

#### 1 構成

コロナウイルス感染症-19予防接種被害補償等に関する特別法（以下「コロナ19補償特別法」という。）は、本則19か条及び附則4か条から成る。

#### 2 主な内容

##### （1）定義、他の法律との関係等

コロナ19補償特別法において補償の対象となる「コロナ19予防接種」は、「コロナウイルス感染症-19の発生及び流行を予防するため、感染症予防法第25条<sup>(33)</sup>に基づき2021年2月26日から2024年6月30日まで全国民に実施した臨時予防接種」と定義した（第2条第1号）。また、コロナ19予防接種に係る副反応を意味する「予防接種後異常反応」は、「コロナ19予防接種後、当該予防接種により発生し得る全ての症状又は疾病であって、当該予防接種と時間的関連性<sup>(34)</sup>があるもの」と定義した（第2条第2号）。

コロナ19補償特別法は、コロナ19予防接種の被害補償等について他の法律に優先して適用され、コロナ19補償特別法に規定したもの除去しては感染症予防法の規定による（第4条）。

(31) 前掲注(9)

(32) 同上

(33) 特別自治市長、特別自治道知事、市長、郡主又は区庁長は、①疾病管理庁長が、感染症の予防のために特別自治市長、特別自治道知事、市長、郡主又は区庁長に予防接種を実施することを要請した場合、②特別自治市長、特別自治道知事、市長、郡主又は区庁長が、感染症の予防のために必要と認める場合は、管轄保健所を通じて臨時予防接種をしなければならない（感染症予防法第25条第1項）。なお、特別自治市長及び特別自治道知事は広域自治体の長の名称であり、市長、郡主及び区庁長は基礎自治体の長の名称である。疾病管理庁長については後掲注(36)を参照。

(34) 原文の原綴及び直訳は「시간적 개연성（時間的蓋然性）」。

## (2) 国の被害補償及び因果関係の推定

予防接種後異常反応による被害に対する国の被害補償は3つに区分されており、①予防接種を受けた者が当該予防接種後異常反応により診療を受けた場合は診療費の全額及び定額の看護費、②障害者となった場合は一時補償金、③死亡した場合は一時補償金及び葬祭費の補償を行う（第5条第1項）。これは、現行の感染症予防法の規定と同一である。なお、予防接種後異常反応による被害と認められなくても、支援の必要性が認められる場合は、大統領令で定めるところにより医療費<sup>(35)</sup>、死亡慰労金等により支援することができる（同条第3項）。

コロナ19補償特別法においては、以下の3つの要件を全て満たしている場合にコロナ19予防接種と予防接種後異常反応の間の因果関係が推定される。①コロナ19予防接種と、疾病等その他予防接種後異常反応の発生との間に時間的関連性が存在すること。②コロナ19予防接種を受けた者の疾病等その他予防接種後異常反応が、当該予防接種により発生したと推論することが、医学理論上又は経験則上不可能ではないこと。③疾病等その他予防接種後異常反応が原因不明であること又はコロナ19予防接種ではない他の原因により発生したものではないこと（第6条第1項）。

## (3) 被害補償の決定、異議申立て等

第5条による被害補償に関する事項を審議し、議決するため、疾病管理庁長<sup>(36)</sup>の下に、委員長1人を含む15人の委員で構成する「コロナ19予防接種被害補償委員会」（以下「補償委員会」という。）を置く（第7条第1項及び第2項）。

疾病管理庁長は、被害補償の請求があった日から120日以内に、補償委員会の審議及び議決を経て被害補償の可否を決定しなければならない。ただし、やむを得ない事情により120日以内に決定することができない場合は、60日の範囲で1回延長することができる（第12条第1項）。疾病管理庁長は、当該決定について遅滞なく請求人に当該事実、法的根拠及び具体的な理由を通知しなければならない（第13条第1項）。

被害補償の決定に異議がある者（異議申立人）は、補償の可否の決定を知った日から90日以内に疾病管理庁長に異議申立てをすることができる（第14条第1項）。ただし、コロナ19補償特別法が施行される2025年10月23日より前に、「感染症予防法」により被害補償の可否の決定を受けた場合は、コロナ19補償特別法の施行日から1年が経過する日（2026年10月23日）まで異議申立てをすることができる（附則第4条）。

異議申立てについては、補償委員会とは別に疾病管理庁長の下に置かれる「コロナ19予防接種被害補償再審委員会」（以下「再審委員会」という。）が審議し、議決する（第15条第1項）。

再審委員会の構成及び運営に関しては、補償委員会の構成及び運営に係る規定を準用する（同条第2項）。補償委員会と再審委員会の委員の兼任は可能であるが、兼任委員の数は、再審委員会の委員定数15人の3分の1未満、即ち4人以下に制限する（同条第1項）。

(35) 診療費を含む、疾病の治療に要する費用の総称。

(36) 疾病管理庁の長。疾病管理庁は、保健福祉部に所属する中央行政機関であり、防疫、検疫等の感染症に関する事務並びに各種疾病に関する調査、試験及び研究に関する事務を管掌する（政府組織法（「정부조직법（법률 제21065호）」）第39条第2項）。新型コロナウイルス感染症への対応を強化するため、2020年8月、政府組織法が改正され、疾病管理本部から疾病管理庁へ昇格した。中村穂桂「【韓国】疾病管理本部の庁への昇格」『外国の立法』No.285-1, 2020.10, p.38. <<https://doi.org/10.11501/11553735>>

異議申立てに対する決定の方法及び手続に関しては、被害補償の可否の決定に係る前述の第12条及び第13条の規定を準用する（第14条第2項）。

## 終わりに

新型コロナウイルス感染症のパンデミック下においては、短期間で開発されたワクチンの安全性に関する情報を蓄積する時間的余裕がなく、ワクチン接種と、接種後の副反応に係る症状との間の因果関係を立証することは困難な状況にあった。そのため、政府は、ワクチン接種と、接種後の副反応に係る症状との間の因果関係が認められなかった者に対しては、既存の予防接種被害補償制度とは別の支援事業を実施することにより、新型コロナウイルス感染症のワクチンの副反応に係る被害補償に対応しようとした。

今回のコロナ19補償特別法の制定により、ワクチン接種と、接種後の副反応に係る症状との間の因果関係の判断基準が緩和され、既存の予防接種被害補償制度と同等の被害補償を受けられる対象者の範囲が拡大した。また、附則第4条の規定により、過去に感染症予防法の規定による被害補償が認められなかった者についても、コロナ19補償特別法の施行日から1年が経過する日（2026年10月23日）まで異議申立てが可能となり、救済措置が講じられた。

コロナ19補償特別法における被害補償又は支援の対象は、新型コロナウイルス感染症のワクチンの副反応に係る健康被害に限定されているが、国会の法案審査では、今後、別のパンデミックが発生した場合においても、国民が安心して予防接種を受けられるようにする趣旨も含まれているという理解の下に議論が進められた<sup>(37)</sup>。

新型コロナウイルス感染症のワクチンの副反応に係る被害補償の拡大に取り組んできた大韓弁護士協会は、今回のコロナ19補償特別法の制定を歓迎する声明の中で、パンデミックの克服という公共の目的の下に実施されたワクチンの副反応に係る被害者に対する国の責任を明示的に認めた点に意味があり、今後の国の予防接種政策全般への国民の信頼を回復し、公衆衛生の社会的責任を強化する契機となるよう望むとの見解を示した<sup>(38)</sup>。感染症の専門家からも、コロナ19補償特別法の制定を通じて、ワクチン接種の際に政府が十分に被害補償を行うという意思が表明されたことにより、次のパンデミック時のワクチン接種率を向上させる契機として活用できるのではないかとの期待が寄せられている<sup>(39)</sup>。

（ふじわら なつと）

(37) 정 前掲注(26), p.15.

(38) 김정옥 「[논평] 코로나바이러스감염증-19 예방접종 피해보상 등에 관한 특별법안 통과를 환영한다」 2025.4.30  
大韓弁護士協会（대한변호사협회）ウェブサイト <<https://www.koreanbar.or.kr/pages/news/view.asp?teamcode=&category=&page=1&seq=14547&types=3&searchtype=&searchstr=>>

(39) 「코로나 19 백신 부작용 피해자 지원! 「코로나 19 예방접종 피해보상 특별법」」 국회 유튜브, 2025.4.25. YouTube  
ウェブサイト <<https://www.youtube.com/watch?v=II-YVJQ7TGw>>

# コロナウイルス感染症 -19 予防接種被害補償等に関する特別法

코로나바이러스감염증 -19 예방접종 피해보상 등에 관한 특별법

(2025 年 4 月 22 日制定、法律第 20928 号、2025 年 10 月 23 日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 藤原 夏人訳

第 1 条 目的

第 2 条 定義

第 3 条 国の責務

第 4 条 他の法律との関係

第 5 条 国の被害補償等

第 6 条 因果関係の推定

第 7 条 コロナ 19 予防接種被害補償委員会

第 8 条 委員の欠格事由

第 9 条 委員の除斥、忌避及び回避

第 10 条 意見の提出等

第 11 条 被害調査

第 12 条 被害補償の決定

第 13 条 被害補償の決定過程における通知義務

第 14 条 決定に対する異議申立て

第 15 条 コロナ 19 予防接種被害補償再審委員会

第 16 条 他の補償及び支援との関係

第 17 条 秘密保持の義務

第 18 条 委任及び委託

第 19 条 罰則

附則

第 1 条 施行日

第 2 条 法律の施行のための準備行為

第 3 条 補償の決定及び請求に関する経過措置

第 4 条 異議申立てに関する特例

## 第 1 条（目的）

この法律<sup>(1)</sup>は、国内におけるコロナウイルス感染症 -19[による]公衆衛生の危機的状況を克服するために実施された予防接種後、生命又は健康上の被害を受けた者に対し、補償又は支援をすることができるよう必要な事項を規定することを目的とする。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 11 月 5 日である。なお、本翻訳中の[]の中の語は、訳者による補記である。

(1) 「코로나바이러스감염증 -19 예방접종 피해보상 등에 관한 특별법」(법률 제 20928 호) 本稿において韓国法令の原文は、国家法令情報センター（국가법령정보센터）ウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

## 第2条（定義）

この法律において用いる用語の意義は、次のとおりである。

- 「コロナ19予防接種」とは、コロナウイルス感染症-19の発生及び流行を予防するため、「感染症の予防及び管理に関する法律」<sup>(2)</sup>第25条<sup>(3)</sup>に基づき2021年2月26日から2024年6月30日まで[の期間に]全国民に実施した臨時予防接種をいう。
- 「予防接種後異常反応」とは、コロナ19予防接種後、当該予防接種により発生し得る全ての症状又は疾病であって、当該予防接種と時間的関連性<sup>(4)</sup>があるものをいう。

## 第3条（国の責務）

国は、コロナ19予防接種後に被害を受けた者に対し、補償及び支援の対策を講じ、実施しなければならない。

## 第4条（他の法律との関係）

この法律は、コロナ19予防接種の被害補償等について他の法律に優先して適用され、この法律に規定したものを除いては、「感染症の予防及び管理に関する法律」による。

## 第5条（国の被害補償等）

- 国は、コロナ19予防接種により発生した疾病、障害、死亡（以下「疾病等」という。）その他予防接種後異常反応による被害に対し、第7条によるコロナ19予防接種被害補償委員会の審議及び議決の結果により次の各号の区分による被害補償をしなければならない。
  - 疾病その他予防接種後異常反応により診療を受けた者：診療費の全額及び定額の看護費<sup>(5)</sup>
  - 障害者となった者：一時補償金
  - 死亡した者：遺族に対する一時補償金及び葬祭費
- 第1項による被害補償を受ける権利は、譲渡し、又は担保として提供することができず、他の者は、これを差し押さえることができない。
- 第1項により被害補償を受けた場合（第6条により因果関係が推定される場合を含む。）を除き、支援の必要性が認められる場合は、大統領令で定めるところにより医療費<sup>(6)</sup>、死亡慰労金<sup>(7)</sup>等により支援することができる。
- 第1項による被害補償の請求の方法及び手続並びに支給基準等に必要な事項は、大統領令で定める。

## 第6条（因果関係の推定）

- 第5条第1項による被害補償に関連して次の各号の事実が全て証明された場合は、コロナ19予防接種を受けた者が当該予防接種により疾病等その他予防接種後異常反応が発生した

(2) 「감염병의 예방 및 관리에 관한 법률」(법률 제 20873 호)

(3) 特別自治市長、特別自治道知事、市長、郡主又は区庁長は、①疾病管理庁長が、感染症の予防のために特別自治市長、特別自治道知事、市長、郡主又は区庁長に予防接種を実施することを要請した場合、②特別自治市長、特別自治道知事、市長、郡主又は区庁長が、感染症の予防のために必要と認める場合は、管轄保健所を通じて臨時予防接種をしなければならない（感染症の予防及び管理に関する法律第25条第1項）。なお、特別自治市長、特別自治道知事、市長、郡主及び区庁長については後掲注(15)を、疾病管理庁長については後掲注(8)を、それぞれ参照。

(4) 原文の原綴及び直訳は「시간적 개연성（時間的蓋然性）」。

(5) 原文の原綴及び直訳は「간병비（看病費）」。入院患者の付添い看護の費用を指す。

(6) 診療費を含む、疾病的治療に要する費用の総称。

(7) コロナ19予防接種後に死亡した場合に遺族に支払われる支援金。既存の予防接種被害補償制度により支払われる一時補償金（死亡時）とは異なる。

ものと推定する。

1. コロナ19予防接種と、疾病等その他予防接種後異常反応の発生との間に時間的関連性が存在すること。
  2. コロナ19予防接種を受けた者の疾病等その他予防接種後異常反応が当該予防接種により発生したと推論することが、医学理論[上]又は経験則上不可能ではないこと。
  3. 疾病等その他予防接種後異常反応が原因不明であること、又はコロナ19予防接種ではない他の原因により発生したものではないこと。
- (2) 第1項により因果関係の有無を推定するに当たっては、国内外の疾病等についての報告又は届出の存在の有無、コロナ19予防接種を受けた者の疾病等に関連する他の危険因子の保有の有無等、健康状態に関する情報及び医学的所見等を総合的に考慮することができる。

## 第7条（コロナ19予防接種被害補償委員会）

- ① 第5条による被害補償に関する事項を審議し、議決するため、疾病管理庁長<sup>(8)</sup>の下にコロナ19予防接種被害補償委員会（以下「補償委員会」という。）を置く。
- ② 補償委員会は、委員長1人を含む15人の委員で構成する。
- ③ 補償委員会の委員長は、補償委員会の委員の中から疾病管理庁長が任命し、委員は、次の各号の者を疾病管理庁長が委嘱する。
  1. 大統領令で定める医療従事者及び[医]薬品専門家であって、5年以上の経歴を有するもの4人
  2. 法学、行政学、社会学、医学、病理学、薬学、微生物学、免疫学等を専攻し、大学又は公認された研究機関において5年以上勤務した者であって、助教授以上又はそれに相当する職位で在職し、又は在職していたもの4人
  3. 裁判官、検察官又は弁護士であって、5年以上在職し、又は在職していたもの4人
  4. 大統領令で定める機関、法人又は団体の長が推薦する、関連分野において5年以上勤務した経歴を有する者3人
- ④ 補償委員会の委員長は、補償委員会を代表し、補償委員会の業務を総括する。
- ⑤ 補償委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席により開かれ、出席委員の過半数の賛成により議決する。
- ⑥ 補償委員会の事務を処理するため、補償委員会に事務局を置くことができる。
- ⑦ 第1項から第6項までに規定した事項のほかに補償委員会の運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

## 第8条（委員の欠格事由）

- ① 「国家公務員法」第33条<sup>(9)</sup>各号のいずれかに該当する者は、委員になることができない。

(8) 疾病管理庁の長。疾病管理庁は、保健福祉部（部は日本の省に相当）に所属する中央行政機関であり、防疫、検疫等の感染症に関する事務並びに各種疾病に関する調査、試験及び研究に関する事務を管掌する（政府組織法（「정부조직법(법률 제21065호)」）第42条第2項）。新型コロナウイルス感染症への対応を強化するため、2020年8月、政府組織法が改正され、疾病管理本部から疾病管理庁へ昇格した。中村穂桂「【韓国】疾病管理本部の府への昇格」『外国の立法』No.285-1, 2020.10, p.38. <<https://doi.org/10.11501/11553735>>

(9) 「국가공무원법」（법률 제20627호）第33条では、国家公務員の欠格事由が規定されており、①成年被後見人、②禁錮以上の実刑が宣告され、その執行が終了し、又は免除された日から5年（未成年者に対する性犯罪の場合は20年）が経過しない者、③懲戒により免職処分を受けた時から一定期間（免職の種類により3年又は5年）が経過しない者等が該当する。

② 委員が、第1項に該当することになった場合は、当然に免職され、又は解囑される。

## 第9条（委員の除斥、忌避及び回避）

① 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の審議及び議決から除斥<sup>(10)</sup>される。

1. 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、当該事案の当事者となり、又は当該事案に関して共同の権利者若しくは義務者の関係にある場合
  2. 委員が、当該事案の当事者の親族である、又は親族であった場合
  3. 委員が、当該事案に関して証言、鑑定[又は]法的助言<sup>(11)</sup>をした場合
  4. 委員が、当該事案に関して当事者の代理人として関与し、又は関与した場合
  5. 委員が、当該事案に関して「感染症の予防及び管理に関する法律」第30条第1項による予防接種被害調査班<sup>(12)</sup>員として被害調査をした場合
  6. 委員又は委員が属する公共機関、法人若しくは団体等が、[当該事案に関して]助言等の支援をしている者と利害関係がある場合
- ② 委員に審議及び議決の公正を期待することが困難な事情がある場合は、第5条第1項による被害補償を請求した者（以下「請求人」という。）は、忌避<sup>(13)</sup>の申立てをすることができ、補償委員会は、議決によりこれを決定する。
- ③ 委員は、第1項又は第2項の事由がある場合は、当該事案について回避<sup>(14)</sup>しなければならない。

## 第10条（意見の提出等）

- ① 請求人は、補償委員会に、書面により意見を提出することができる。
- ② 請求人は、補償委員会に、担当医療従事者その他当該[分野の]専門家（以下「専門家等」という。）の意見聴取を要請することができ、委員長は、必要と認める場合は、申請又は職権により専門家等に意見を書面で提出させることができる。

## 第11条（被害調査）

補償委員会は、「感染症の予防及び管理に関する法律」第30条第1項による予防接種被害調査班を通じて被害補償の可否の決定に必要な事実を調査することができる。

## 第12条（被害補償の決定）

- ① 疾病管理庁長は、第5条により被害補償の請求があった日から120日以内に、補償委員会の審議及び議決を経て被害補償の可否を決定しなければならない。ただし、やむを得ない事由により120日以内に決定することができない場合は、当該期間を、満了日の翌日から起算して60日の範囲で1回延長することができる。
- ② 第1項による決定期間を算定するときは、医学的判断のための診断、検査、諮詢等に必要

(10) 法律で定める事由に該当する場合に当然に職務から外れること。

(11) 原文の原綴及び直訳は「법률자문(法律諮詢)」。

(12) 予防接種による疾病、障害及び死亡の原因究明及び被害補償等の調査を目的として疾病管理庁に設置される。必要に応じて複数の班が設置される場合もある。1つの班は10人以内で構成され、班員は、疾病管理庁に所属する公務員、予防接種に係る専門家及び医療従事者の中から疾病管理庁長が任命し、又は委嘱する（感染症の予防及び管理に関する法律第30条及び感染症の予防及び管理に関する法律施行令（「감염병의 예방 및 관리에 관한 법률 시행령」（대통령령 제35788호）第21条）。

(13) 当事者の申立てにより職務から外れること。

(14) 自らの意思により職務から外れること。

な期間は算入しない。

- ③ 第1項による決定の方法及び手続等に必要な事項は、保健福祉部令で定める。

#### **第13条（被害補償の決定過程における通知義務）**

- ① 疾病管理庁長は、第12条第1項により被害補償の可否を決定する場合は、遅滞なく請求人に当該事実、法的根拠及び具体的な理由（請求人が提出した意見に対する判断を含む。）を通知しなければならない。
- ② 疾病管理庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく当該事実及び理由を請求人に通知しなければならない。
  1. 第12条第1項ただし書により決定期間を延長したとき。
  2. 第12条第2項による医学的判断のための診断、検査、諮詢等に[相当な]期間が必要なとき。
- ③ 第1項及び第2項による通知の方法及び手続等に必要な事項は、保健福祉部令で定める。

#### **第14条（決定に対する異議申立て）**

- ① 第12条による被害補償の決定に異議がある者（以下「異議申立人」という。）は、補償の決定を知った日から90日以内に疾病管理庁長に異議申立てをすることができる。この場合において、異議申立人は、追加の資料を提出することができる。
- ② 第1項による異議申立てに対する決定は、第12条及び第13条を準用する。この場合において、「被害補償の請求」は「異議申立て」に、「請求人」は「異議申立人」に、「補償委員会」は「第15条によるコロナ19予防接種被害補償再審委員会」に読み替える。
- ③ 疾病管理庁長は、第1項による異議申立てを受けた場合は、第15条によるコロナ19予防接種被害補償再審委員会の審議及び議決を経て被害補償の可否を決定し、当該結果を異議申立人に通知しなければならない。
- ④ 第1項による異議申立ての方法及び手続、第3項による通知の方法及び手続等に必要な事項は、保健福祉部令で定める。

#### **第15条（コロナ19予防接種被害補償再審委員会）**

- ① 第14条による異議申立ての[案]件を審議し、議決するため、疾病管理庁長の下にコロナ19予防接種被害補償再審委員会（以下「再審委員会」という。）を置く。この場合において、補償委員会の委員を再審委員会の委員に委嘱する場合は、再審委員会の委員定数の3分の1未満とする。
- ② 再審委員会の構成及び運営は、第7条から第9条までを準用する。この場合において、第7条及び第9条中「補償委員会」とあるのは「再審委員会」と、第7条第3項各号中「5年以上」とあるのは「7年以上」と読み替える。

#### **第16条（他の補償及び支援との関係）**

この法律による被害補償又は支援を受けることができる者が、同一の事由で他の法令その他国家事業によりこの法律の被害補償又は支援に相当する金品を受領した場合は、当該受領金品を大統領令で定める方法により換算した金額の限度において、この法律による補償又は支援を行わない。

#### **第17条（秘密保持の義務）**

補償委員会及び再審委員会の委員又は第7条第6項による事務組織に従事し、若しくは従事していた者は、当該業務上知り得た秘密を漏えいし、又は業務目的外の用途に使用しては

ならない。

## 第18条（委任及び委託）

この法律による疾病管理庁長の権限又は業務は、大統領令で定めるところにより、その一部を特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事及び特別自治道知事<sup>(15)</sup>に委任し、又は関連機関若しくは団体に委託することができる。

## 第19条（罰則）

第17条に違反して業務上知り得た秘密を漏えいし、又は業務目的外の用途に使用した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン<sup>(16)</sup>以下の罰金に処する。

## 附 則[<法律第20928号、2025年4月22日>]

### 第1条（施行日）

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

### 第2条（法律の施行のための準備行為）

疾病管理庁長は、この法律の施行前に、補償委員会及び再審委員会の構成等、この法律の施行のために必要な準備行為をすることができる。

### 第3条（補償の決定及び請求に関する経過措置）

- ① この法律の施行前に「感染症の予防及び管理に関する法律」により補償請求をした場合は、第5条第1項による被害補償を請求したものとみなす。
- ② この法律の施行前に「感染症の予防及び管理に関する法律」により補償の可否に対する決定を受けた場合は、この法律により決定を受けたものとみなす。

### 第4条（異議申立てに関する特例）

この法律の施行前に「感染症の予防及び管理に関する法律」により補償の可否に対する決定を受けた場合は、第14条第1項にかかわらず、この法律の施行日から1年が経過する日まで異議申立てをすることができる。ただし、この法律の施行前に「感染症の予防及び管理に関する法律」により補償の可否に対する決定を受け、これを不服として当該決定に対する裁判所の確定判決を受けた場合は、その限りでない。

(ふじわら なつと)

(15) 韓国の地方公共団体は、①17の広域自治体（日本の都道府県に相当）、②226の基礎自治体（日本の市町村に相当）に分かれる。広域自治体には、特別市（ソウル）、広域市（釜山、仁川、大邱、大田、光州、蔚山）、特別自治市（世宗）、道（京畿、忠清北、忠清南、全羅南、慶尚北、慶尚南）、特別自治道（全北、江原、済州）がある。特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事及び特別自治道知事は、いずれも各広域自治体の長の名称である。なお、基礎自治体には、市、郡、区（特別区及び広域市の中に設置された自治区）があり、各基礎自治体の長の名称は市長、郡主、区長である。

(16) 1ウォンは約0.11円（令和7年11月分報告省令レート）。